

■2020 年度奨励金制度について

以下ご確認ください。

今年度に関してはコロナウイルス感染拡大に伴い、特別処置を取っていますので、最後までご確認ください。

【支給対象者】

本学の学部学生、かつ GPA が 2.0 以上の者に限る

※詳細に関しては【必要書類】(5) 成績表のコピーについてをご確認ください。

【申請手続】

給付対象者の条件を満たした者が資格等に合格し奨励金の給付を申請する場合は、必要書類を就職・キャリア支援課内の資格サポートコーナーに提出してください。

ただし、申請する資格が次の条件のいずれかに該当する場合は、申請を行うことはできません。

※必要書類に関しては、申請期間に資格サポートコーナー窓口取りに来てください。

【申請不可条件】

- (1) 本学に入学するまでに受験した資格等
- (2) 合格発表のあった年度内に申請しなかった資格等

※今年度のみ 2019 年度に合格された資格は対象に含める (以下【重要事項】をご確認ください)

- (3) 以下に定める申請期間後に合格発表のある資格等
- (4) 以前に本制度の申請を行い、奨励金の支給を受けた資格等
(ただし、税理士試験等科目ごとの申請を認めている場合を除く)
- (5) 資格等の取得、合格が新規ではなく、更新である場合
- (6) TOEFL スコア、TOEIC スコア等語学に関する資格等の取得で当該語学が母語である場合

【申請期間】

10月1日から1月31日までの期間

(ただし、事務受付日、及び事務受付時間内に限る)

【必要書類】

- (1) 資格等取得奨励金申請書 (所定の様式)
- (2) 資格等取得奨励金振込指定口座届
- (3) 資格等の合格証明書等の原本 1 部

(コピーとの照合のみに使用。原本の返却が不要な場合を除き、本人に返却)

(4) 資格等の合格証明書等のコピー1部

(A3サイズを超える場合は縮小コピー可。ただし、原本を返却不要の場合は不要)

※(1)(2)の書類は資格サポートコーナーにてお渡しします。

申請期間に資格サポートコーナー窓口取りに来てください。

(5) 成績表のコピー

秋学期申請時：当該年度の春学期までの成績表

※以下の場合には春学期申請時の対応に基づき「前年度末の成績表」の提出を今年度のみ許可
春学期に資格取得しており、申請可能な方で「前年度末の成績(2.0以上)」であったが「春学期までの成績(2.0以下)」であった方

【対象資格】

添付資料をご確認ください

【重要事項】

申請不可条件(2) 合格発表のあった年度内に申請しなかった資格等に関して

※今年度のみ2019年度に合格した資格は対象に含める

としていますが、今年度のみ特別処置としており、2019年度取得された資格に関しては2019年度の奨励金制度に基づきます。

不明点等ございましたら、総持寺キャンパス資格サポートコーナー(072-697-8157)までご連絡ください。

追手門学院大学資格等取得奨励金制度における対象資格(2020年4月1日～)

	対象資格名	奨励金額
1	公認会計士【2次試験合格】	300,000円
2	弁理士	200,000円
3	不動産鑑定士【2次試験合格】	200,000円
4	中小企業診断士	200,000円
5	国家公務員【総合職】 ほか同等レベルの公務員試験	200,000円
6	公認会計士【1次試験合格】	150,000円
7	地方上級公務員【都道府県庁(※1)／政令指定都市・特別区(※2)】 ほか同等レベルの公務員試験	100,000円
8	社会保険労務士	100,000円
9	不動産鑑定士(1次試験合格)	100,000円
10	国家公務員【一般職・専門職】／地方公務員上級【上記「7」以外】 ほか同等レベルの公務員試験	70,000円
11	行政書士	70,000円
12	TOEICスコア(860—990点)	70,000円
13	ITストラテジスト	70,000円
14	システム監査技術者	70,000円
15	情報処理安全確保支援士	70,000円
16	宅地建物取引士	50,000円
17	ネットワークスペシャリスト	50,000円
18	データベーススペシャリスト	50,000円
19	エンベデッドシステムスペシャリスト	50,000円
20	システムアーキテクト	50,000円
21	教員採用試験合格	50,000円
22	税理士試験(1科目)	50,000円
23	日商簿記検定1級	50,000円
24	TOEICスコア(730—859点)	50,000円
25	TOEICスコア(650—729点)	30,000円
26	総合旅行業務取扱管理者	30,000円
27	ファイナンシャル・プランニング技能検定2級	30,000円

※1 都道府県庁(北海道、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)

※2 政令指定都市・特別区(札幌市、東京23区、千葉市、さいたま市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市、横浜市、名古屋市)

※3 TOEICについては、TOEICの得点に関する学内の他の奨学金との重複受給は不可